

# 中国ビジネス Q&A 新外国人工作許可制度について

**Q** 2017年4月1日より新しい外国人工作許可制度が全国で統一実施されてから、高卒者と60歳以上の駐在員の就労ビザ取得が非常に難しくなっていると聞きますが、現地の実情はどうか教えてください。

**A** 新旧制度の手続きの違いに関しては表1の通りです。従来外国専門家局と労働局で管轄が分かれていた手続き等が外国専門家局での「外国人工作許可通知書」（以下、「通知書」）と「外国人工作許可証」（以下、「工作許可証」）の取得手続きに統一されたこと、外国専門家局でのすべての審査手続きがオンライン化され、オンライン上での審査に合格した後、窓口で紙ベースの書類を提出して「通知書」及び「工作許可証」の発行を受ける形に変更されたこと、ならびに「通知書」取得のための新たな審査基準（A～C類）が導入されたことが新旧制度の主な違いです。新たなオンラインシステムの設置が遅れた関係で、実際の運用開始は全国的に17年7月1日からとなりました。上海市は外国人就業者数が特に多いことから、運用スタンスが硬直的過ぎる等、新制度の運用開始当初はかなり混乱しましたが、その後、各方面からの意見等を踏まえて徐々に改善が進み、現在ではほぼ平準化されています。以下、上海市の例を中心に新制度の具体的な内容と運用実態について説明します。

### 1. 「通知書」取得のための新たな審査基準（A～C類）について

(1)A類：外国/ハイエンド人材のことを指し、A類に該当する場合には年齢も学齢も問われません。新制度の根拠規定である『外專発[2017]40号』（以下、「40号通知」）に規定された具体的な審査基準は表2の通りであり、1～6のいずれかに該当すればA類と認定されますが、実務上主に適用されているのは3-9)の給与収入基準です。3-9)の給与収入基準でいう「前年度社会平均給与収入」は表3の通りであり、日本及び中国の両方で支給される税込給与により該当有無を判定します。ただし、上海市では「年収60万元以上かつ年間の個人所得稅納稅額12万元以上」という独自基準をA類認定上の給与収入条件としています（同じく日中合算・税込給与ベース）。既存駐在員でも60歳

の誕生日を迎える際にはあらかじめ「工作許可証」の発行（更新）基準に該当する否かの審査を受ける必要がありますが、給与収入を根拠としてA類認定を申請するのであれば、前年度の個人所得稅の納稅証明を給与収入の証明エビデンスとして提出します。新規赴任者であれば、会社として一定の給与支給を保證する旨の「承諾書」を提出します。

(2)B類：外国専門人材として「40号通知」に規定された具体的な審査基準は表4の通りであり、A類と同じく、1～6のいずれかに該当すればB類として認定されます。ただし、実務運用上、1)の定性要件は、「年齢が原則60歳未満であること」が前提条件とされており、上海市では制度運用開始後しばらくは、大卒者でも年齢が60歳以上だとなかなか通してもらえませんでした。その後は、常駐の高級管理職（正副総経理）であれば、中国で加入した（あるいは、中国でも適用される海外機関の）「意外保險」（傷害保險）の保險証書を提出することで、60歳以上でも問題無く「通知書」を取得できるようになりました。最近では4)の収入基準での合格事例もあります。また、高卒者であれば6)のポイント制でB類認定を申請することになります。

(3)C類：外国一般人材として短期就労者等を対象としたもので、外国企業からの派遣駐在員や現地採用の外国人等の中長期就労者には関係無いため、解説も省略致します。

(4)ポイント制：ポイント制が関係してくるのは主に高卒者がB類認定を申請する場合です。基本的なポイント項目は表5の通りです。この他に、中国語レベル、勤務予定地等による加点項目がありますが、ここでは割愛します。

ポイントの適用方法について具体例で説明します。ある会社のAさん（年収30万元、高校卒業後05年4月入社、上海市で常駐勤務、年齢30歳）の場合、ポイントは以下の通り合計60点となり、B類認定の基準を充足できることとなります。

表1 新旧手続きフロー比較

	旧	新	手続場所	所要期間（営業日）									
1	資料準備、健康診断	資料準備、健康診断	---	---									
2	---	學歷證明書、無犯罪證明書の取得と認証 “外国人來華工作管理サービスシステム”でのオンラインアカウント登録（初回手続き時）	---	オンライン申請と併行して窓口申請（1営業日）									
3	「外国専門家中国就労許可証」または「外国人就業許可証」の申請・取得 「インビテーション」の申請・取得	「外国人工作許可通知書」の申請・取得	外国専門家局の上記システム	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A類</td> <td>B類</td> </tr> <tr> <td>オンライン予備審査</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>窓口正式申請手続</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> </table>		A類	B類	オンライン予備審査	5	5	窓口正式申請手続	5	10
	A類	B類											
オンライン予備審査	5	5											
窓口正式申請手続	5	10											
4	「一次Zビザ」申請・取得	「一次Zビザ」申請・取得	駐日中国大使館または総領事館	約1週間									
5	中国入国後、「外国人臨時住所登録」手続き	「外国人臨時住所登録」手続き	公安局派出所	即日									
6	「外国専門家証」または「外国人就業証」の申請・取得	「外国人工作許可証」の申請・取得	外国専門家局	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A類</td> <td>B類</td> </tr> <tr> <td>オンライン予備審査</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>窓口正式申請手続</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> </table>		A類	B類	オンライン予備審査	5	5	窓口正式申請手続	5	10
	A類	B類											
オンライン予備審査	5	5											
窓口正式申請手続	5	10											
7	「居留許可」の申請取得	「居留許可」の申請取得	市公安局	7									

①年収：30万元なので14点になります。「国内の雇用企業が支給する年俸」という書き方になっていますが、要は個人所得稅納稅のベースとなる給与と所得額はいくらかという主旨なので、日中両方で支給される合算での税込給与額を上記1-(1)で述べた「承諾書」の形で提出します。

上海華鐘投資コンサルティング有限公司 常務副總經理  
能瀬 徹

表2 外国ハイエンド人材(A類)の条件

1	国内の人材導入計画で選定された者(詳細略)
2	国際的に公認された専門業績認定基準に合致する者(詳細略)
3	市場動向に基づく奨励職の職位に必要な外国人材 1) 中央所属企業及びその二級子会社、世界500強企業のグローバル本部あるいは地域本部、国家高新技術企業、大型企業が招聘する高級管理職あるいは技術職務人材 2) 国家認定を受けた企業工程研究センター、工程実験室、工程技術研究センター、企業の技術センター及び地方の技術イノベーションサービスプラットフォームの高級管理職あるいは技術職務人材 3) 国内外の中型企業が招聘する高級管理職あるいは技術職務人材、あるいは『外商投資産業指導目録』の奨励類企業と『中西部地区の外商優勢産業目録』の小型外商投資企業が招聘する董事長、法定代表人、総経理あるいは首席技術専門家(…中略…) 9) 平均給与収入が当地の前年度社会平均給与収入の6倍を下回らない外国籍人材
4	イノベーション・起業人材(詳細略)
5	優秀な青年人材: 40歳以下で、国外の大学あるいは中国国内のハイレベル校でポストドクターで研究に従事する青年人材
6	合計ポイントが85点以上の者

表3 主要各都市の前年度社会平均月収

	大連市	北京市	上海市	蘇州市	広州市
2016年度の社会平均月収(元)	6,147	7,706	6,504	6,655	7,425
同6倍額(元)	36,882	46,236	39,024	39,930	44,550
同4倍額(元)	24,588	30,824	26,016	26,620	29,700

表4 外国専門人材(B類)の条件

1	学士及びそれ以上の学位と2年及びそれ以上の関連の職歴を持つ外国専門人材 1) 教育・科学研究・新聞・出版・文化・芸術・衛生・体育等の特殊領域において科学研究・教育・管理等の作業に従事する管理人員あるいは専門技術人員 2) 中外政府間協定、国際組織間協定、中外経済貿易及びプロジェクト技術契約の履行に関わる人材。国際的に著名な学術機構や科学教育系の国際組織から派遣された者については、政府間交流協力協議の条項に基づき、年齢的条件を緩和する 3) 国際組織の在中国代表機構の雇用人員及び国外専門家組織の在中国機構の代表 4) 多国籍企業が派遣する中レベル以上の社員、外国企業常駐中国代表機構の首席代表及び代表 5) 各種企業・事業単位・社会組織等が招聘する外国管理人員あるいは専門技術人員
2	国際的に通用する職業技能資格証書あるいは緊急に必要なスキル型人材
3	外国語の教育人員(詳細略)
4	平均給与収入が当地の社会平均給与収入の4倍を下回らない外国籍人員
5	国家関連部門が規定する専門人員とプロジェクト実施人員
6	合計ポイントが60点以上の専門人材

表5 ポイント表

ポイント項目	付与基準	得点
国内の雇用企業が支給する年棒	45万元以上	20
	35万元以上 45万元未満	17
	25万元以上 35万元未満	14
	15万元以上 25万元未満	11
	7万元以上 15万元未満	8
	5万元以上 7万元未満	5
教育を受けたレベルや職業スキル資格証書等	博士、国際的な最高ランクの職業技能資格又は高級技師もしくは相当の資格	20
	修士、技師又は相当の資格	15
	学士、高級エンジニア又は相当の資格	10
実務経験年数	2年を上回る場合、1年増えるごとに1点追加	最高 20
	2年未満	5
毎年の勤務期間(単位:月)	2年未満	0
	年間勤務期間9カ月以上	15
	6カ月以上、9カ月未満	10
	3カ月以上、6カ月未満	5
年齢(歳)	3カ月未満	0
	18歳以上、25歳以下	10
	26歳以上、45歳以下	15
	46歳以上、55歳以下	10
	56歳以上、60歳以下	5
60歳を超える	0	

②学歴:高卒者は0点です。

③実務経験年数:05年4月の入社なので、18年4月時点では丸13年となり、5+11=合計16点となります。入社以降の職務経歴書をエビデンスとして提出します。

④毎年の勤務時間:赴任先の現地法人との労働契約書をエビデンスとして提出すれば常駐者(年間勤務9カ月以上)として15点が与えられます。

⑤年齢:30歳で15点です。

⑥その他の加点項目はありません。

2. 上海市での独自手続きフロー

上海市では、「通知書」の取得後、日本で「一次Zビザ」を取得してから中国に入国するという通常のやり方(表1「新フロー」を参照)に加え、日本でMビザ(出張ビザ)を取得して中国に入国し、そのまま日本に一時帰国することなく以降の手続き(表1の「新フロー」5以降の手続き)を行うことも認められています。つまり、前任者との引継ぎを行う為に、「通知書」の取得を待たず、Mビザで中国入国した場合、通常のやり方であれば、「通知書」が発行された後、一度日本に帰国して「一次Zビザ」を取得した後に再入国する必要がありますが、上海市の場合には中国に居ながら「工作許可証」と「居留許可」の取得手続きを行うことができるとのことです。この場合、「工作許可証」の取得手続きを行う段階でA類B類の判定がなされることとなります。

3. 提出書類について

具体的な必要提出書類を列挙することはここでは省略しますが、新制度下では警察が発行する「無犯罪証明」を取得提出する必要があります。その他、前述したように、A類・B類の該当項目や獲得ポイントを裏付けるエビデンスを提出する必要があります。大卒者の場合、そのエビデンスとして「学位証明書」を提出しますが、ここでいう「学位証明書」とは単なる卒業証書ではなく、4年生大学の卒業生であれば、その証書の中に「学士の学位を授与する」旨が記載されていなければなりません。ただ、日本の一部大学の日本語版の卒業証書中にはこれが無い場合があり、その場合、英語版も併せ入手する必要がありますので注意が必要です(英語版の中には必ず該当文言があります)。さらに、「無犯罪証明」や「学位証明書」のように日本の公的機関が発行する文書類に対しては、日本の外務省及び駐日中国大使館(または総領事館)で認証・公証を受けたものを中国側で提出する必要があります。

また、新制度の特徴として、外国専門家局管轄の手続きにおいては、これらの書類をスキャンしたものをまずオンライン上で添付ファイルとして提出し、予備審査合格の連絡をオンライン上で受け取った後、窓口で紙ベースの書類を提出します。ただし、紙ベースの資料を提出する窓口はただの受付窓口であり審査権限はありませんので、合否が微妙な場合でも、従来のように窓口で個別折衝を行うことは原則できません。